

閲覧用

令和3年4月

第10回 行橋市農業委員会総会議事録

令和3年4月13日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和3年4月13日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 西棟306会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 13 名  
 欠席委員 0 名

議席	氏名	出欠
1	西本一美	出
2	村上和昌	出
3	繁永國廣	出
4	長城彰	出
5	陣山誠之	出
6	植田毬子	出
7	船津鎮男	出
8	槌野英喜	出
9	大田完治	出
10	石本浅夫	出
11	吉兼貢	出
12	松本功	出
13	馬場通昭	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 11 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

報告第6号	行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について(3月31日)
報告第7号	行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について(4月1日)
議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(利用権貸借)について
議案第37号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について

議案第 38 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
用地利用集積計画の決定(賃借権の設定)について

議案第 39 号

下限面積の設定について

## 7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長

岡野 雅幸

農地係長

上原 亮司

農地係

宮崎 修治

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより第 10 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。コロナ対策及び会議の迅速化を図るため、行橋市農業委員会憲章の朗読を割愛致します。
事務局	まず、本日は最初に報告議案より審議をさせていただきます。それでは事務局に報告議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。それでは、報告第 6 号、行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について(3 月 31 日)。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づく行橋市農業委員会事務局職員の任免について令和 3 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、行橋市農業委員会会長専決規程第 3 条により報告する。令和 3 年 4 月 13 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、令和 3 年 3 月 31 日付、事務局職員、宮崎 修治。市長事務部局へ出向を命ずる。以上です。
会長	報告議案の朗読が終わりました。報告第 6 号の行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分についてご質疑ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	次に報告議案 7 号について事務局に報告議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。それでは、報告第 7 号、行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について(4 月 1 日)。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づく行橋市農業委員会事務局職員の任免について令和 3 年 4 月 1 日付けで専決処分したので、行橋市農業委員会会長専決規程第 3 条により報告する。令和 3 年 4 月 13 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、令和 3 年 4 月 1 日付、農業委員会事務局職員に任命する。事務局勤務を命ずる。事務局職員、林 佑弥。事務局職員、宮崎 修治。以上です。
会長	報告議案の朗読が終わりました。報告第 7 号の行橋市農業委員会事務局職員の任命に関する専決処分についてご質疑ございませんでしょうか。
委員	異議なし。 (職員挨拶)
会長	これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 33 号より議案第 39 号までの 7 件を一括上程し審議しますので、よろしくご協力願います。
事務局	それでは、議案第 33 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。 議案第 33 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 4 月 13 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■ ■■、以下 5 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。それでは、地区ごとの審査の経過ならびに結果の報告を願い、ちくじ審議してまいりたいと思います。最初に今元地区

事務局	<p>の2件についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、  <b>■■委員</b>の退席を求めます。(■■委員 退席)</p> <p>今元地区の2件について地区担当職員より報告願います。</p> <p>今元地区2件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号1番。大字今井字上ノ新開■■■■番■、田、385㎡。譲渡人 ■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号2番。大字元永字榎田■■■■番■、田、593㎡。譲渡人 ■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員 会長	<p>報告が終わりました。今元地区2件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今元地区2件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。ここで、■■委員の入室を認めます。</p>
大田委員	<p>次に仲津地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号3番。大字稲童字庄ヶ迫■■■■番■、田、1,170㎡。譲渡人 ■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、小作地を自作化するものということで申請されております。書類等完備しており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員 会長	<p>報告が終わりました。仲津地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。仲津地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
石本委員	<p>次に今川地区の1件についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、  <b>■■委員</b>の退席を求めます。(■■委員 退席)</p> <p>地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号4番。大字寺畔字ハン田■■■■番■、田、372㎡。譲渡人 ■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。譲受人の住所が■■■■■になっている件につきましては、譲受人が既に1町以上の自作地を有していること、また、■■委員のご子息であり、共同で耕作するということで問題なしと報告をうけております。地区審査の結果、書類等完備されており、</p>

会長 委員 会長	許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。 報告が終わりました。今川地区1件について、ご質疑ありませんか。 異議なし。 無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今川地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。
会長 植田委員	全員賛成とみとめます。ここで、■■■委員の入室を認めます。 次に延永地区の1件について地区委員より報告願います。 延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号5番。大字吉国字砂入■■■番、田、1,010㎡。譲渡人、■■■ ■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、小作地を自作化するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。
会長 委員 会長	報告が終わりました。延永地区1件について、ご質疑ありませんか。 異議なし。 無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成とみとめます。
委員 会長	議案第33号、3条関係全般についてご質疑ありませんか。 異議なし。 ご異議がありませんので、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請5件については、許可することに可決決定いたしました。
事務局	次に議案第34号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。 議案第34号。農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和3年4月13日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■、以下6件。以上です。
会長 長城委員	議案の朗読が終わりました。仲津地区1件について地区委員より報告願います。 仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号1番。申請人 ■■■■。大字稻童字畠田■■■番■■■、畑、260㎡、自己住宅の一部、駐車場及び庭を設置するものです。実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。
会長 委員 会長	仲津地区1件についてご質疑ありませんか。 異議なし。 無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。

<p>槌野委員</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>次に泉地区1件について地区委員より報告願います。</p> <p>泉地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号2番。申請人 ■■■■。泉中央八丁目■■■番、田、898 m<sup>2</sup>。資材置場を設置するものです。実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要です。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>泉地区1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p>
<p>松本委員</p>	<p>稗田地区1件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号3番。申請人 ■■■■。大字上稗田字水付■■■■番■、田、750 m<sup>2</sup>、大字上稗田字水付■■■■番、田、683 m<sup>2</sup>、大字上稗田字水付■■■■番、田、1,210 m<sup>2</sup>、大字上稗田字浦田■■■■番、田、1,435 m<sup>2</sup>、大字上稗田字浦田■■■■番、田、548 m<sup>2</sup>、計5筆、4626 m<sup>2</sup>。農地改良をするものです。自己資金で実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要です。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>稗田地区1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。稗田地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p>
<p>村上委員</p>	<p>延永地区3件について地区委員より報告願います。</p> <p>延永地区3件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号4番。申請人 ■■■■。大字草野字深町■番■、田、1,053 m<sup>2</sup>、農地改良をするものです。自己資金で実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書も添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>地区番号5番。申請人 ■■■■。大字上津熊字アクマ■■■番■、田、264 m<sup>2</sup>、敷地（自宅）の拡張をするものです。自己資金で実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当</p>

	<p>となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>地区番号 6 番。申請人 ■■■■■。大字上津熊字アクマ■■■番■、田、437 m<sup>2</sup>、貸駐車場を設置するものです。自己資金で実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長	延永地区 3 件についてご質疑ありませんか。
委員	異議なし。
会長	無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区 3 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。
	全員賛成と認めます。
委員	議案第 34 号、4 条関係全般についてご質疑ありませんか。
会長	異議なし。
	議案第 34 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 6 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。
事務局	次に議案第 35 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
	議案第 35 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 4 月 13 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■■、以下 8 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。行橋地区 1 件について地区委員より報告願います。
船津委員	行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。
	地区番号 1 番。申請人、■■■■■。行事六丁目■■■番■、田、973 m <sup>2</sup> 、行事六丁目■■■番■、田、228 m <sup>2</sup> 、計 2 筆、1201 m <sup>2</sup> 。所有者、■ ■■■。贈与契約で所有権を移転、共同住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書も添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。
会長	報告が終わりました。行橋地区の 1 件についてご質疑ありませんか。
委員	異議なし。
会長	無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。行橋地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。
	全員賛成とみとめます。次に今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。
陣山委員	今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。
	地区番号 2 番。申請人、■■■■■。大字今井字井手ノ上■■■■番■、





<p>委員 会長</p>	<p>異議なし。 無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。稗田地区 2 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p>
<p>村上委員</p>	<p>全員賛成とみとめます。次に延永地区の 3 件について地区委員より報告願います。</p> <p>延永地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 6 番。申請人、■■■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■。大字吉国字神出■■■■番■、田、271 m<sup>2</sup>、大字吉国字神出■■■■番■、田、501 m<sup>2</sup>、計 2 筆、772 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■■。売買契約で所有権を移転、建築条件付宅地分譲地を造成するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書、宅建免許証が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>地区番号 7 番。申請人、■■■■■。大字上津熊字アクマ■■■■番■、田、109 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■■。売買契約で所有権を移転、敷地（自宅）の拡張をするものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書も添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>地区番号 8 番。申請人、■■■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■。大字中津熊字イカリ場■■■■番■、田、1,000 m<sup>2</sup>（既存宅地 137.24 m<sup>2</sup>含む）。所有者、■■■■■。売買契約で所有権を移転、建築条件付宅地分譲地を造成するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、宅建免許証も添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。延永地区の 3 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。 無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区 3 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。議案第 35 号、5 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>異議なし。</p> <p>ご異議ありませんので、議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p> <p>次に議案第 36 号についてを議題と致します。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地</p>





<p>事務局</p> <p>会長 委員 会長</p>	<p>す。</p> <p>説明します。下限面積とは、農地を取得する際の経営面積の下限を示すもので、行橋市では総会の審議決定で別段の面積として 40 アール以上を設定しております。別段の面積の設定については、農林業センサスの数値に基づいて検討しておりますが、2020 年に行われた農林業センサスの結果がまだ公表されておられませんので、今年度も引き続き 40 アール以上に設定させて頂きたいと考えております。以上で説明を終わります。</p> <p>ご質疑ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第 39 号について賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。議案第 39 号、下限面積の設定については 40 アール以上と決定いたします。</p> <p>以上で今回提案いたしました議案の審議、報告はすべて終了いたしました。</p> <p>最後に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>8 番 槌野委員</p> <p>9 番 大田委員</p> <p>議長(農業委員会会長)</p>
------------------------------------	---